

本会会員以外の柔道整復師の療養費支給申請書に  
関する事前審査及び相談・助言について（案内）

本会では、会員から毎月提出される療養費支給申請書（以下「請求書」という。）を、公的に設置された茨城県柔道整復療養費審査委員会並びに柔道整復師施術療養費支給申請書審査委員会等への審査前に、「療養費支給基準」への適応などについて、請求書の内容の事前審査及び相談・助言等を従来から行ってまいりました。

これは、不適切な施術行為等に対処するためのもので、受領委任制度の適正かつ円滑な運営を組織的に推進することを目的に実施してきたものであります。

この度、これら審査行為の門戸を広げ、本会会員以外の柔道整復師の皆様への事前審査等についても対応することといたしましたので、希望される柔道整復師の方々は、本会までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。